

年度 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書

北区長殿

住所 _____
 氏名 _____ (印)
 生年月日 _____
 電話番号 _____

過去3年度に申告した上場株式等に係る譲渡損失の金額で、前年度以前の特別区民税・都民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引ききれなかった損失の額があるときは、この明細書をご提出ください。

損失を申告した年度	前年度分から繰越された上場株式等にかかる譲渡損失の金額	本年度分から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年度分から差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
年度	A	D 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額	譲渡損失の金額を本年度以降に繰越すことはできません
		E 分離課税配当所得等から差し引く金額	
年度	B	F 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額	1 (B-F-G)
		G 分離課税配当所得等から差し引く金額	
年度	C	H 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額	2 (C-H-I)
		I 分離課税配当所得等から差し引く金額	
本年度分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		3 (D+F+H)	
本年度分の分離課税配当所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		4 (E+G+I)	
翌年度以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額			

※その年度に申告する上場株式等の譲渡所得等・配当所得等がない場合でも、翌年度以降に繰り越す上場株式等の譲渡損失の金額がある場合で、その繰り越す金額が所得税と異なる場合や、確定申告で繰越控除の申告をされない場合はこの明細書をご提出ください。

※この明細書は特別区民税・都民税申告書と一緒に提出してください。

受付1点	受付2点	入力1点	入力2点

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書について

この明細書は所得税と異なる繰越損失額を控除し、または所得税と同額の繰越損失額について異なる繰越控除額を申告する際に提出が必要となります。

1 申告に必要な書類

- ・特別区民税・都民税申告書
- ・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書

2 申告期限

その年度の納税通知書・税額通知書が送達される日までに、申告に必要な書類を提出しなければ、上場株式等の譲渡損失を使用することができなくなりますのでご注意ください。

3 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書記載要領

(例1) 今年度特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書を提出したことにより
所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合

以下の例のように、特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書を提出したことにより所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は、住民税上での繰越控除額を申告する必要があるため、申告が必要です。

住民税上の申告額	所得税上の申告額
上場株式等の配当所得等（総合）：100,000 円	上場株式等の配当所得等（総合）：100,000 円
上場株式等の配当所得等（分離）：100,000 円	上場株式等の配当所得等（分離）：100,000 円
上場株式等の譲渡所得等：申告不要	上場株式等の譲渡所得等：100,000 円
前年度からの繰越損失 700,000 円の場合	前年度からの繰越損失 700,000 円の場合
本年から差引く繰越損失額（配当所得）：100,000 円	本年から差引く繰越損失額（配当所得）：100,000 円
本年から差引く繰越損失額（譲渡所得）：なし	本年から差引く繰越損失額（譲渡所得）：100,000 円
翌年以降に繰り越される損失額：600,000 円	翌年以降に繰り越される損失額：500,000 円

損失を申告した年度	前年度分から繰越された上場株式等にかかる譲渡損失の金額	本年度分から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年度分から差し引くこと
平成30年度	A	D 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額 E 分離課税配当所得等から差し引く金額	
平成31年度 (令和元年度)	B	F 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額 G 分離課税配当所得等から差し引く金額	1 (B-F-G)
令和2年度	C 700,000	H 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額 I 分離課税配当所得等から差し引く金額 100,000	2 (C-H-I) 600,000
本年度分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		3 (D-F+H)	
本年度分の分離課税配当所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		4 (E+G+I) 100,000	
翌年度以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額			600,000

「特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書」の「3 住民税の繰越損失額」に記入されております「本年から差引く繰越損失額」から記入してください。

「特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書」の「3 住民税の繰越損失額」に記入されております「翌年以降に繰り越される損失額」と同額を記入してください。

(例2) 前年度以前に特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書を提出したことにより、
 所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合

以下の例のように、所得税上では上場株式等に係る譲渡損失を前年までにすべて使用しており、今年度以降に上場株式等の金額から差し引く上場株式等の譲渡損失の金額がない場合は、確定申告書で上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除について申告されませんが、住民税上では今年度で差し引く上場株式等の譲渡損失の金額がある場合や翌年度以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合は、申告が必要です。

・令和2年度の申告状況

住民税上の申告額

上場株式等の譲渡所得等：申告不要

平成31年度の繰越損失：700,000円

本年から差し引く繰越損失額：なし

翌年以降に繰り越される損失額：700,000円

所得税上の申告額

上場株式等の譲渡所得等：700,000円

平成31年度の繰越損失：700,000円

本年から差し引く繰越損失額：700,000円

翌年以降に繰り越される損失額：なし

・令和3年度の申告状況

住民税上の申告額

上場株式等の譲渡・配当所得：なし

本年から差し引く繰越損失額：なし

翌年以降の繰越損失額：700,000円

所得税上の申告額

上場株式等の譲渡・配当所得：なし

本年から差し引く繰越損失額：なし

翌年以降の繰越損失額：なし

損失を申告した年度	前年度分から繰越された上場株式等にかかる譲渡損失の金額	本年度分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額	繰越損失の金額
平成30年度	A	D 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額 E 分離課税配当所得等から差し引く金額	
平成31年度 (令和元年度)	B 700,000	F 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額 G 分離課税配当所得等から差し引く金額	1 (B-F-G) 700,000
令和2年度	C	H 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額 I 分離課税配当所得等から差し引く金額	2 (C-H-I) 700,000
本年度分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		3 (D+F+H)	
本年度分の分離課税配当所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		4 (E+G+I)	
翌年度以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額			700,000

所得税上では前年に繰越控除額を使いきっているため今年繰越控除の申告をしない場合でも、住民税上では前年度に上場株式等の譲渡所得等を申告不要にしており、今年度以降に繰り越される譲渡損失の金額がある場合申告します。

住民税上での翌年度以降の繰越損失額を記入してください。